

②「減災」の考え方に基づくソフト・
ハード施策の総動員

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	内閣府
節	(1)災害に強い地域づくり 及び (4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	②「減災」の考え方に基づくソフト・ハードの施策の総動員 及び ⑤今後の災害への備え	作成年月
目	②(ii)ハ 及び⑤(ii)、(iii)	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
津波避難困難地域における津波からの避難対策の推進に資するため、平成 17 年に津波避難ビル等に係るガイドラインをまとめ、津波避難ビル等の普及を進めてきた。		
当面(今年度中)の取組み		
<p>今般の震災を踏まえ、「津波避難ビル等に係るガイドライン」の改訂を予定している。また、津波防災地域づくりに関する法律案の管理協定が締結された津波避難施設に係る税制特例措置を国土交通省と共同で検討している。これらをもって、住民の緊急的な避難場所となる津波避難ビル等の整備の促進を図る。</p> <p>また、災害時の津波警報、避難勧告等の災害に関する情報を個人レベルまで迅速・的確に伝達するシステムのあり方について、検討を行う。</p>		
中・長期的(3 年程度)取組み		
津波対策の推進に関する法律を踏まえ、津波浸水予測の実施やハザードマップの作成等、避難を軸とした津波対策を総合的かつ効果的に推進していく。		
期待される効果・達成すべき目標		
津波に強い国づくりを進め、津波被害の軽減を図る。		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	警察庁
節	(1) 災害に強い地域づくり	
項	② 「減災」の考え方に基づくソフト・ハードの施策の総動員	作成年月
目	(ii) (ホ) 被災時における支援活動に不可欠な幹線交通網へのアクセス確保	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
① 交通安全施設等の復旧【再掲 5(1)①(ii)】		
② 信号機電源付加装置の整備等 信号機電源付加装置の整備、信号灯器のLED化等を推進している。		
当面(今年度中)の取組み		
① 交通安全施設等の整備等(当面の取組段階)【再掲 5(1)①(ii)】		
② 信号機電源付加装置の整備等(当面の取組段階) 引き続き、信号機電源付加装置の整備、信号灯器のLED化等を推進する。		
中・長期的(3年程度)取組み		
① 交通安全施設等の整備等(中長期段階)【再掲 5(1)①(ii)】		
② 信号機電源付加装置の整備等(中長期段階) 引き続き、信号機電源付加装置の整備、信号灯器のLED化等を推進する。		
期待される効果・達成すべき目標		
① 「交通安全施設等の整備等」及び「信号機電源付加装置の整備等」について 震災時にも、被災地における道路交通環境の安全・安心を確保する。 被災3県の滅灯信号機については、街の復旧の遅れ等により当面復旧させないものを除き、平成 23 年中に主要交差点の復旧完了を目指す。 被災地におけるその他の交通安全施設等については、今後、道路整備やまちづくりの状況により大きく変化することが見込まれる道路交通環境に応じて整備する必要があるため、現状で数値目標を定めることは困難である。 また、全国的な信号機電源付加装置の整備、信号灯器のLED化等の推進については、整備事業費の一部が国庫補助の対象となるものの、整備数は都道府県警察における予算の状況に左右されるため、現状で数値目標を定めることは困難である。		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	総務省
節	(1)災害に強い地域づくり	
項	②「減災」の考え方に基づくソフト・ハードの施策の総動員	作成年月
目	(ii) ※災害に強い情報連携システムについては5(3)⑨ (iii)にも再掲	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
<p>(ロ) 避難計画の策定、避難訓練の実施等の警戒避難体制について</p> <p>①「地域防災計画等に基づく防災体制の緊急点検の実施について（通知）」（平成 23 年 5 月 6 日消防災第 157 号）において、東日本大震災を踏まえ、地域防災計画に基づく防災体制の緊急点検を実施するよう通知。また、地方公共団体が行う地域防災計画の見直し等を支援するために「地域防災計画における地震・津波対策の充実・強化に関する検討会」を設置（平成 23 年 6 月）し、東日本大震災における地方公共団体の災害対応に係る課題等を調査し、地域防災計画の見直しを行うに際しての留意点等のとりまとめを行うこととしている。</p> <p>②住民に対し、避難勧告等を適切なタイミングで発令するため、関係省庁で定めた「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（平成 17 年 3 月）に基づき、市町村に対しては、具体的な発令基準を策定するよう、都道府県に対しては、市町村の策定支援を行うよう要請。また、要援護者の避難支援対策として、関係省庁で定めた「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成 18 年 3 月改訂）に基づき、市町村に対しては、「全体計画」等を策定するよう、都道府県に対しては、市町村の策定支援を行う要請。</p> <p>③避難勧告等の発令基準等に係る点検等について（平成 23 年 10 月 4 日消防災第 319 号）により、市町村の避難勧告等の発令基準の策定状況や要援護者等の避難体制、避難場所、避難所の安全性などについて点検を要請。</p> <p>(チ) 無線の高度化について</p> <p>①消防救急無線のデジタル化の推進</p> <p>消防救急デジタル無線の整備にあたり、財政面について、地方債等による財政措置を講ずるとともに、技術面についても、技術アドバイザーの派遣や整備マニュアルの策定等を行っている。</p>		

- ②防災行政無線の整備促進
 防災行政無線の整備促進にあたり、財政面について、地方債等による財政措置を講ずるとともに、技術面についても、整備案内（パンフレット）の策定等を行っている。
- ③東日本大震災により被害を受けた消防救急無線については、被災地の実情に応じたアナログ方式による当面の復旧やデジタル方式による復旧も可能となるよう、平成23年度第一次補正予算において補助金（国庫2/3）として計上。

当面(今年度中)の取組み

(ロ)避難計画の策定、避難訓練の実施等の警戒避難体制について
 平成23年11月1日時点の避難勧告等の発令基準の策定状況及び点検状況のフォローアップを実施。

(チ)無線の高度化について

①消防防災通信基盤の緊急整備
 今後発生が懸念される大規模災害に対処するため、市町村防災行政無線通信機の学校・病院等への整備、消防救急無線のデジタル化(緊急消防援助隊機能強化)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)の整備に必要な経費を補助し、通信基盤を整備・高度化することにより、消防広域応援体制や情報伝達体制を強化する。

②住民への災害情報伝達手段の多様化
 災害時の情報伝達手段として、市町村防災行政無線による音声での情報伝達に加え、文字情報等での情報伝達が有効であると考えられる。また、ソーラーエネルギーなども活用した非常電源の強化や、庁舎外からのリモコン起動、システムの耐災害性の向上も急務であることから、高度化された防災行政無線システムの実証実験や推奨仕様の策定を行う。

また、多様な関係機関が保有する災害関連情報を一元的に管理し、テレビ・携帯電話など多様なメディアで住民に迅速かつ確実に情報を伝達する、ICTを活用した災害に強い情報連携システムの構築を支援する。

中・長期的(3年程度)取組み

- (ロ)避難計画の策定、避難訓練の実施等の警戒避難体制について
- ①東日本大震災を教訓とした津波防災訓練のあり方の検討
 津波防災訓練について、東日本大震災を教訓とした実践的で具体的な訓練マニュアル及び訓練素材等の検討を行う。
- ②津波避難マニュアルの改訂

東日本大震災における地方公共団体の対応状況、住民の津波に関する体験等の収集を行い、課題を抽出し、津波避難マニュアルの改訂等今後の津波避難対策の充実強化に向けた検討を行う。

(チ)無線の高度化について

①消防防災通信基盤の緊急整備

消防広域応援体制や情報伝達体制の強化を引き続き推進する。

②消防防災情報通信体制の高度化

全国の消防救急無線の確実かつ円滑なデジタル化を図るため、消防本部や都道府県に無線等に関する専門的な知見を有するアドバイザー派遣の強化、各消防本部が設計・整備を行う際に必要なノウハウ・手続き等をまとめた設計・整備マニュアルの拡充を行うとともに、試験用デジタル無線機の無償貸付等を行い、各消防本部におけるデジタル化の整備促進を図る。

③災害に強い情報連携システム

災害に強い情報連携システムについて、被災自治体における導入実績を踏まえ、全国への展開を働きかける。

期待される効果・達成すべき目標

(ロ)避難計画の策定、避難訓練の実施等の警戒避難体制について

○全国の市町村における「防災のための教育及び訓練」の一層の向上を図り災害時における人的被害の極小化を目指す。

(チ)無線の高度化について

○地域の実情に合わせた効果的な災害情報伝達手法の検証を行う。

○平成 23 年度中に、学校・病院等において防災行政無線の通信機の整備を行う。

○消防救急無線デジタル化の期限である平成 28 年5月までに全消防本部でデジタル化を達成する。

○地方公共団体における、携帯メール、テレビ、エリアワンセグ等の多様なメディアを重層的に活用した、住民への情報伝達手段の多様化・高度化を実現するための仕組みについての仕様書を作成し、こうした仕組みの効率的・効果的な全国展開を図る。

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	文部科学省
節	(1)災害に強い地域づくり	
項	②「減災」の考え方に基づくソフト・ハードの施策の総動員	作成年月
目	(i) ハード・ソフトの施策を組み合わせた「多重防御」による「津波防災まちづくり」を推進する。	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
<p>研究開発成果実装支援プログラム「津波災害総合シナリオ・シミュレータを活用した津波防災啓発活動の全国拠点整備」における意識啓発・防災教育活動や、安全・安心科学技術プロジェクト「住民・行政協働ユビキタス減災情報システム」における災害情報共有システムの構築など、地域拠点における研究開発を実施するとともに、当該成果の他地域への展開を目指した社会実装を推進している。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>「東日本大震災対応・緊急研究開発成果実装支援プログラム」を実施し、復旧・復興に当たり、即効性のある研究開発成果を募集。平成 23 年 5 月 12 日、被災地域に実装する取組み(23 年度内)として、6 つの活動を採択し、事業を実施しているところ。</p>		
中・長期的(3 年程度)取組み		
<p>24 年度概算要求として、「安全・安心な社会・都市・地域構築のための研究開発の推進」を要求。人的・複合的な種々の災害や環境変化に対して、強くしなやかに、かつ持続可能な形で対応できる社会を実現するため、自然科学と人文・社会科学を融合した実践型研究開発等を推進する。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>これまでのハード面を中心とした社会インフラの脆弱性を、ソフト面の対策により補完することで、東日本大震災のような想定外の規模の災害に対し、被害から迅速に回復し、減災につなげられるシステムが社会に構築されることが期待される。</p> <p>実践型研究開発等の課題は、公募により決定し、課題例として、リアルタイム避難誘導システムの構築等を想定している。定量的な目標については、公募要領を作成する際に検討する。実施時期として、平成 24～26 年度にモデル地区を設定し研究開発を実施。平成 27～29 年度に研究開発成果の向上や適用地区の拡大を図る予定。</p>		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	文部科学省
節	(1)災害に強い地域づくり	
項	②「減災」の考え方に基づくソフト・ハードの施策の総動員	作成年月
目	(vi)速やかな復興を支えるため、埋蔵文化財の迅速な調査が可能となるよう、弾力的な措置を講ずるとともに、体制の整備を行う。	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いについては、発掘調査の範囲を限定するなど弾力的な取扱いを認めるとともに、事業の規模等に応じて適切に取り扱うよう、文化庁から関係都県等教育委員会に通知(平成 23 年 4 月 28 日付)。 ○ 被災県における当面の必要人員量が明らかとなったことから、本年9月末に文化庁から全国の都道府県等教育委員会に埋蔵文化財専門職員の被災地への派遣協力を要請(平成 23 年 9 月 30 日付)。 ○ 被災3県・1市(仙台)の埋蔵文化財実務担当者で構成する「東日本大震災に伴う埋蔵文化財保護に関する会議」を設置し、被災各県の埋蔵文化材発掘調査の方針や他都道府県からの派遣職員の具体的な受入れにあたっての課題の整理など、協議を行っているところ(第1回:7月 12 日、第2回:9月2日、第3回:10月 13 日)。 		
当面(今年度中)の取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災各県の埋蔵文化財発掘調査の方針等について、「東日本大震災に伴う埋蔵文化財保護に関する会議」を通じて、引き続き調整・協議を行う。 ○ 被災3県等の迅速な埋蔵文化財発掘調査を支えるため、必要な人員を確保するため、調整・協議を行う。 ○ 第3次補正予算において、震災復興に伴う埋蔵文化財発掘調査に係る経費の補助について復興交付金の基幹事業として位置づけ。 		
中・長期的(3 年程度)取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災3県等の迅速な埋蔵文化財発掘調査を支えるため、必要な人員・予算の確保に努める(平成 24 年度概算要求において、埋蔵文化財緊急発掘調査について要求中(20 億円))。 		

- 被災3県と「東日本大震災に伴う埋蔵文化財保護に関する会議」を通じて、密な連携協力を図り、迅速な埋蔵文化財発掘調査体制の整備を行う。

期待される効果・達成すべき目標

- 埋蔵文化財調査の体制整備の強化を実現し、被災地の迅速な復旧・復興と埋蔵文化財調査の実施の両立を図る。
- 埋蔵文化財発掘調査を通じて、新たな文化財を確認、歴史的知見を得る。

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	国土交通省
節	(1)災害に強い地域づくり	
項	②「減災」の考え方に基づくソフト・ハードの施策の総動員	作成年月
目	(i)、(ii)	平成23年11月
これまでの取組み		
<p>・今般の災害を受け、今年7月に社会資本整備審議会・交通政策審議会計画部会において、「津波防災まちづくりの考え方」についての緊急提言が出された。これを踏まえ、ハード施策とソフト施策を組み合わせ、津波災害に強い地域づくりを推進するための、新たな法律案(「津波防災地域づくりに関する法律案」)を国会に提出した。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>・法案成立後は、できる限り速やかに施行するとともに、周知・活用促進に努める。</p>		
中・長期的(3年程度)取組み		
<p>・引き続き、全国における本制度の活用を促進する。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>・津波による災害から国民の生命、身体及び財産の保護を図る。</p>		